

長期収載品(先発医薬品)の選定療養について

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の使用を患者様が希望された場合、選定療養費として特別の料金をご負担いただきます。

ご不明な点がございましたら1階会計までお問合せください。

<選定療養費の対象となる場合>

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合

<選定療養費の対象とならない場合>

医師が医学的根拠に基づき後発医薬品への変更が出来ないと判断した場合や後発医薬品が提供困難な場合など

<自己負担額について>

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます（別途、消費税がかかります）

一般名処方について

当院では、後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

医療情報取得について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、患者様の診療情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めております。

医療DX推進について

当院では医療DXを推進し質の高い医療を提供できるように以下のように体制整備を行っております。

- ・医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認により取得した診療情報を活用して診療を実施しております。
- ・医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように、マイナ保険証の利用促進に取り組んでおります。
- ・電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを今後導入する為に準備を進めております。

2026年3月1日

伊藤病院